

日程第4 一般質問

○議長（武石善治） 日程第4、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、発言を許します。2番、長井直人君。

（2番 長井直人議員 一般質問席登壇）

○2番（長井直人） 議長より発言の許可をいただきましたので、これより私の一般質問に入らせていただきます。

猛威を振るっていた雪もようやく落ち着き、村民の心にも雪解け水がじわりと滲んできた昨今、今年の大雪は、中田村政には何をもたらしたのか。村民も注目する新年度予算であります、その期待に応えられているのかどうか、私の感想としては、やはり議員と村長では違うのかな、という印象でありました。

今回は、ぜひ新年度取り組んでいただきたかったことも含めましてご質問をさせていただきます。

1つ目の質問は、次の時代を担う子供たちのために、小・中学生の医療費の無料化をお願いしたいということであります。今回、県の動きを見ながら北秋田市で子育て支援に対する独自の施策として、3月議会に提案予定と報道されましたが、こうした積極的な支援は少子化の進む小さな自治体では取り組みも容易ではありますが、大きな市では財政負担が大きく難しいとされております。そうした意味でも子育て支援に対する北秋田市の取り組みには、個人的にも共感するものがあり称賛いたします。

我が村においても前政権時の一般質問で取り上げ提案いたしました、受け入れられず、現政権においても、9月定例会で少子化対策としての子宝祝い金の見直しについて質問した際に触れてはいたのですが、今回の新年度予算には反映されていない状況であります。県では小学生までの医療費の無料化として、事業費として、これまでの未就学の子供3万8千人に、更に対象児童約4万8,000人を加えて総勢8万6千人分の県負担予算として7億5千万円を予算計上しているようですが、これに照らし合わせて我が村の予算を計算してみますと、我が村では小学生76人分の村半額負担分が約120万円、これに中学生65人分を、全額村で負担した場合約200万円の増額となります。小中合わせて約320万円の予算で可能であります。単純に子宝祝い金第3子2人に支払う分でお釣りがきます。あくまでも予算的には概算ではありますが、これができない理由の方をむしろ聞きたいぐらいであります。

用途の見えない多額な現金の支給よりも、生活、子育てに直結した分野への支援へシフトできないものでしょうか。また、少子化対策としての子宝祝い金については、どのような形になったのでしょうか。減額して医療費の無料化へ、また他の支援策へシフトしたのかどうか、お知らせ願いたいと思います。

本題としては、まずは、今回新年度予算で県が示した小学生までの医療費無料化へむけた県の半額助成制度へ賛同するのかどうか。

次に、村費を投入して中学生まで医療費の無料化を拡大できないものか伺いたと思います。よろしくをお願いします。

○議長（武石善治） はい、村長。

（中田吉穂村長 登壇）

○村長（中田吉穂） お答えいたします。長井議員の小、中学生への医療費無料化とのご質問でございます。

おっしゃるとおり秋田県の福祉医療は、未就学児を対象にして、0歳児と市町村民税所得割非課税世帯は無料としております。父または母の所得が267万2,000円以下の未就学児で0歳児と市町村民税所得割非課税世帯以外は、1レセプト1,000円を上限に自己負担としています。所得が267万2,000円を超える場合には、医療費の2割を自己負担することとなっております。

各市町村は、この県の対応に独自の優遇措置を講じており、村では、未就学児については、全員無料としてきました。なお、県では8月以降について、小学校卒業児童まで拡大することで検討していると聞いております。これまで同様に所得制限や市町村民税所得割非課税世帯等の制約によって、自己負担がかかるようになっております。

村では、これまでの考え方で、小学校卒業まで全員無料化することで、現在検討を始めております。これについて、県の対応が確定した段階で、議会に相談したいと思っております。

また、子宝祝い金制度についてでございますが、秋田県市町村少子化対策包括交付金を活用して祝い金額を変更した経緯があります。あまりに高額な制度で注目されてきましたが、平成23年度については、数字だけをみますと、その効果があったようにも見受けられます。当該交付金については、平成23年度から当面3年間実施することとしておりますので、来年度以降、交付金がなくなることから、現在、検討をしておりますが、増額した財源がなくなるわけがありますので、今までと同様の多額な祝い金支援は、財政上無理と考えております。しかし、村の大きな課題は少子化であります。ただ前に戻せばいいというだけの問題ではありませんので、財政的な考え方からいって、今の金額が無理であるならば、どの程度が適切なのか、これを今一度検討に入っている最中でございます。できれば平成24年度中に協議をし、平成25年4月1日から、新たな制度で施行できないかと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

先ほど、長井議員からお話がありました中学校までの医療費の無料化についてでございますけれども、現在、200万円ほどの予算規模が必要と、先ほどおっしゃいましたけれども、こちらの試算もそう考えております。そういった意

味で、議会との相談を行いながら、この件については進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（武石善治） 2番、長井君。

○2番（長井直人） 適切なお回答ありがとうございます。質問に対しては、全て回答いただいたようで、大変ありがたく思っております。まず、小学生までの医療費の無料化については、現在検討しているということで、ご回答いただきました。大変ありがたいことだと思いますので、ぜひとも県の動向を見ながら、その都度、相談をかけていただければありがたいなというふうに思っております。

また、子宝祝い金については、現行の助成制度があるまでは、このまま継続するというので、平成25年4月以降、新たに適正な金額を検討して施行していきたいということでもありますので、この回答についても納得いたしております。しかしながら、数字だけをみれば、ある程度効果がでていくということで、ご回答いただきました。確かに微増しておりますけれども、やはり子宝祝い金事体の使用方法が、こればかりはもらった方の自由ですので、そこまで縛りをつけるわけにはいかないのですが、やはり子供のために使われてないという現状もあるようですので、こういったところも、今後、こういった支給には検討を加えていくべきではないのかなというふうに感じております。

やはり、子育てしていくうえで、必要などころに必要な助成をしていくのが、本来あるべき姿ではないのかなと感じておりますので、そういったところも合わせて一緒に検討していければと思っております。

また、中学生までの医療費の無料化についても、議会と協議していきたいということでもあります。確かに、金額的にはほかのものからみれば本当に微々たるもので、これで医療費が無料化できるのであれば大変ありがたいことでもありますけれども、正直、医療費というのは、子供たち全てが均等に使うわけではありません。そういった意味では、他にもっと有効に使うところもあるのではないかと思うのですが、やはり、子宝祝い金制度等の減額も考えているのであれば、その平成25年度、4月以降の新しい施行に合わせて、こういったところにも着手していただければ大変ありがたいなというふうに思いますので、今回、小学校等と一緒になくても結構ですので、できれば中学生まで、人数的にも少ない子供たちですので、そういったところも配慮していただければ大変ありがたいなというふうに思いますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。これで1つ目を終わられていただきます。

続けて2つ目の質問に入らせていただきます。

北鷹高校と北秋田市民病院への直通バスの運行についてであります。

これについては、6月の一般質問でも触れさせていただきました。確かに全村民に該当する案件ではないものの、後者については、いつ何時誰が救急で運ばれるかわからないのは確かで、近隣に救急病院が他にない我が村では、本人に限らず、家族がかかる可能性は限りなく大きく、実際に通うようになって痛切に感じる不便さだと思います。

あせためていうまでもなく、この両施設については、我が村からアクセスも悪く、利用者にとっては利用しづらい現状にあります。幸いどちらも登校、開院前には到着できるように運行されてはいますが、時間がかりすぎるようであります。更に、高校の統合により、これまで分散していた我が校出身の高校生が北鷹高校に集まり、それに加え、今では我が中学校卒業生の半数以上が志望し、入学する現状においては、自宅から通う生徒たちの通学のための交通機関の確保は切実な問題であります。

体調を崩して病院へ通院する患者ばかり、時間のかかりすぎる路線バスでの通院は、苦痛以外のなにものでもありません。

6月質問以降、当局内で、また公共交通会議の中で、どのような協議されたかどうか。

平日の朝1本ずつ、もしくは合わせて1本でも運行してもらえるように、再度検討していただけないのでしょうか。

有償運送で空気を運んで経費を無駄に使うよりも、デマンド型タクシーで空港や内陸線へのアクセスに利用料の倍額以上の補助金を支払うよりも、村民が必要とし利用する路線の確保こそが必要と考えます。助成金等かかりましになる部分は、増額してでも検討する余地はあると思うのですが、いかがでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（武石善治） 村長。

（中田吉穂村長 登壇）

○村長（中田吉穂） お答えいたします。北鷹高校、北秋田市民病院の直行バス運行できないかというふうなご質問でございます。鉄道のない本村にとっては、生活バス路線が唯一の公共交通手段であり、村民の生活基盤として重要な役割をはたしてまいりました。過去には通学者保護者との契約により昭和45年に米内沢高校、昭和50年に合川高校でスクールバスを走らせた時もありました。しかしながら、マイカーの普及や少子化による児童、生徒の減少などから、バス利用者の減少傾向に歯止めがかからず、補助金の交付等によりバス路線の維持に努めているでございます。

現在のバスダイヤでは、沖田面を起点に北鷹高校まで約1時間20分、北秋田市民病院まで約50分かかり、マイカーの便利さと比較しては、バス利用者にとって不便を感じるものと思っております。

バス事業者が直通バスを運行する場合について、事業者に問い合わせたところ、運行のために新規に車両1台、乗務員1人の手配が必要となり、多額の費用が必要となるということでした。また、この路線は赤字路線のため村と北秋田市が路線維持のために補助金を支出しております。そのため、仮に直通バスの運行が実現した場合には、この補助金の大幅な増額につながる事が予想されます。つまり二重の出費が生じてくるわけでございます。

また、バス事業者に代りバス路線区域に市町村が有償運送する場には、地域公共交通会議に諮る必要がありますが、事業者との理解を得ることは難しいのではないかと思います。仮に運行できたとしても直通バス運行の場合と同様、既存路線の乗車人員の減少による赤字拡大、そのことによる市村のバス路線維持費補助金増額等につながり、実現は難しいと考えます。利用者の利便性につきましても、バス事業者や地域公共交通会議等に諮りながら、地域における需用に応じた旅客輸送の確保、その他サービスの提供に努めていきたいと思っております。

同時に、市町村有償運送をはじめ、大館能代空港や内陸線のデマンド型タクシーの運行形態や料金の見直しについても協議していきたいと思っております。ただ、先ほど長井議員がおっしゃられましたけれども、時間が長いのは全て無駄だというふうなお考えは、私は間違っているのではないのかなと思っております。バスが不便でも、例えば、今農林のスキー監督をしております古谷君は、この3年間、鷹巣農林まで自転車で通学をし、そうした立派な指導者になっている、そういう現実もございまして、不便がかえってその人間の精神を鍛えるということもございまして、全てが便利な世の中に流れていくのはどうかなと、私はこの地域の子供たちが、やはりこの逆境を克服しながら、一人一人がいろんな形で新しい力をつけていただくような、そういう体制もまた必要ではないかなと考えております。もちろん、バス路線が増便になり、そして僅かな出費であれば、行政としてこれに反対するつもりは毛頭ございません。

ただ、ではその部分についておやごさんが出費をしてくれるのかと、こうなりますとなかなかその点は難しいのではないのかなと。前にも長井議員の一般質問にお答えしました北鷹高校の約47人の方々がバスを利用するという方は、たったの4名でありました。私は、交通費、例えば定期券の補助金等考えて見ましたけれども、こういった状況ではなかなか前に進めない。やっぱりマイカーに、便利さに浸っていればどこまでも、そういう形になるのではないのかなと考えてしまいます。個人的な考えですけれども、なかなか今現状の中でこのバス路線を増便し、そして長井議員のご質問にお答えできるような状況にございませぬので、どうかご理解のほどをお願いいたします。

○議長（武石善治） 2番、長井君。

○2番（長井直人） ご答弁ありがとうございます。6月議会の時とあまり変わらないようなご回答ということで、確かに6月の時も私も話しました。どこまで行政で面倒をみればいいのか、どこまで面倒をみるべきものなのか、やはり村外から出て高校へ行っている子供は下宿をしたり、また当然近隣駅まで親が送り迎えをして、そこから電車で通学したりということで、単に村内から通っているからどこまで援助を受けられるのかというようなところもありますので、非常に難しい問題ではあるかと思えます。しかしながら、村から通える高校、そこに対して交通機関があるかどうか。また、近隣の駅から電車を使って高校へ通う場合に、その駅まで行く路線が、村として確保されているかどうかというのは、非常に大きな問題で、これは単に利用者が多いから、少ないから、そういった問題ではなく、やはり村としてそういった交通機関がしっかり確立されているのか、整備されているのかということも非常に今後とも検討していかなければならない課題ではないのかな。そういうこともあって当然こゝに号を運行したり、デマンド型タクシーを使っているわけではありますが、なかなか厳しい現状ですので、どれがどのような形で正解なのかというようなこととなれば、実際に運行してみなければ分からない、やってみなければ分からないということもあろうかと思えます。

しかしながら、この件に関してはまだ事業者がいる路線でありますので、事業者にも利益を上げてもらえるような形、利用増を狙えるような形で村が逆に提案していくというような方向もひとつではないのかなというふうな思えます。やはり不便であるから利用者が4人しかいない。時間がかかりすぎて、高校まで1時間20分もかかるようであれば、もう村外へゆっくりいけるわけです。村から一番近い高校を選択した意味がない。そういったところもありますので、やはり利便性をよくして利用者増を狙うために、そういった現行路線の見直しも含めて検討していただく。また、それに対して不足があるようであれば村で幾らか助成をしていくというような、逆の提案の仕方もまたしかりではないのかなというふうに考えます。時間が長いのが全て無駄というわけではなく、これは目的に応じた高校へ通う生徒を、また病院へ通院する患者にとっては時間が長いというのが非常に苦痛であるというような言葉でありますので、古谷さんの例を上げて説明をいただいたわけですが、そういう方も中には数名いらっしゃいます。私も個人的に伺っておりますし、ほかの方でもそういったことはされていた人もいますけれども、やはり昔と違い、昨今では学校の方でも縛りが厳しく、そういったことは許可しないような流れになってきております。そういったこともありますので、現在の状況も含めまして、ぜひとも今後交通会議等でも検討していただきますように、再度お願い申し上げますが、いかがでしょうか。

○議長（武石善治） 村長。

（中田吉穂村長 登壇）

○村長（中田吉穂） お答えしたいと思います。バス路線、人数が増えるというのであれば考える予知があるわけですが、限られた方が利用されるという中で、1つが便利になれば当然そこに集中すれば次の路線が空いてしまう。そういう形になると思います。時間を早くするということは、私は陸運局のものでございませぬので、スピードを、例えば40キロのものを50キロでバス路線を走っているのかというふうなこともわかりませぬし、それからまた、今上仏社とか中五反沢でも走っている路線を、はたしてこれを取り止めてもいいのかと、こういう問題も発生してくるのではないかなと思います。

それから、上小阿仁村だけの問題ではなくて、合川地域を経由したり、森吉地域を経由するという形になろうかと思えます。当然、北秋田市との協議、またその路線を利用している住民の方々との協議も必要になってくるのではないかなと考えております。そういった意味でも、まずいろいろな考え方を検討しながら再度また長井議員のご質問の趣旨に沿えるような形になればいいなと思っておりますけれども、協議をしまいたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（武石善治） 2番、長井君。

○3番（長井直人） ありがとうございます。ぜひとも今年1年また公共交通会議等で検討していただければと思えます。また、集落座談会や学校の方でお願いしてもいいと思えますけれども、動向調査等をしていただきまして、そういった場合には、どの程度利用されるのかどうか、これに関しては、病院の方は流動的ではありますが、学校に関しては人数がある程度見込めますので、その分利用増は当然見込めます。これに関しても運行の仕方ですので、公共交通会議で、公共事業者がいるわけですので、非常にすり合わせも難しいかとは思いますが、提案としては日中のその路線を削減して、朝の部分に回していただき、空いた日中の空白の部分だけはこゝに号がありますので、村内の有償循環を許可してもらおうとか、そういったいろいろな方向性も考えられますので、ぜひとも検討していただければと思えますので、よろしく願いします。

これで2つ目の質問を終わります。

それでは続けて3つ目の質問に入らせていただきます。

旧沖田面小学校の利活用と今後の方向性について伺います。

学校の統合併設以来、空校舎の利用については、村としても大きな課題であり、この5年間模索し続けてきたはずであります。前村長にも質問した経緯はありますが、検討の結果、利用の目途が無く取り壊しも含めて検討すると回答

をいただいております。どう引き継ぎされたのかは分かりませんが、村長自身も議員でしたので、懸案事項のひとつではなかったかと思います。村長就任後、どのような検討をして、どうするのか、考えをお知らせ願いたいと思います。

とりあえずここでお願いします。

○議長（武石善治） 村長。

（中田吉穂村長 登壇）

○村長（中田吉穂） お答えします。旧沖田面小学校の利活用について、どのように検討してきたかと。多分、私も前に一般質問をした経緯もございますし、また、長井議員が前の小林村長に一般質問した内容も全部分かっております。この学校については規制がございました。60年間という長い期間の規制があったわけですが、その2分の1、半分30年を経過するまでは教育施設として使用しなければ返還金を求められるということでございまして、それまで民間や他の施設に利活用できないというふうな状況であったと、私は認識しております。そのような中で、昨年からは、沖田面小学校については教育財産としてきたものを普通財産として、今度は総務課の方で管理をしております。

村では、これまで自立計画などの中で、いろいろ利活用を検討してきました。しかし有効な利活用策が無いまま現在にいたっております。全面取り壊しについては、多額の予算が必要なことからできないでおります。ただ、老朽化が進んでいるプール更衣室については、平成24年度に取り壊しを予定しております。

現在のところ校舎は危険な状態ではございません。公立学校施設の財産処分の規制もなくなりましたので、民間の活用などの期待をしている状況でございます。

幸いに今年1月、大館市の業者から内職の場所として旧沖田面小学校の一部を借りたいというふうな問い合わせがございました。そういった形で民間業者に希望があれば貸していきたいなと今思っておりますし、そのような形で進めたいなというふうにしております。

以上です。

○議長（武石善治） 2番、長井君。

○2番（長井直人） ありがとうございます。今総務課管轄でしたか、23年からですね。空き校舎の利用については、国の補助制度もありまして、多種多様な事業展開がされております。これは成功事例がかなりインターネットでも出ていまして、国の方の成功事例ということでいろいろあげられております。内容的には、それほど突出したものでもないのですが、空き校舎を有効的に継続して利活用しているということで、国の方から半額助成制度があったということで、いろいろのっているわけでありますが、継続していくのが大変で

一部休んでいたりとか、そういったところ時期的に休業したりというようなところもあるようで、非常になかなか難しさも感じられるわけでありますけれども、村の方では、そういった事業としても取り入れなかったということで、今回、未来づくり協働プログラムということで、5年間の県の助成を受けていろいろ計画されるということで、村外からも人口の流入を図るということではありますけれども、そういったときにも有効利用できる施設というのが、村の方になかなか臨機応変対応できるところがなくて、非常に難しいところではないのかなというふうに思います。

そういった時に、宿泊にも使え、体験学習的なものも行えるような施設として準備できていればよかったのかなというようなことも思うわけでありますが、これ事体は今だからどうというわけではなく、今後、村の構想の中で、村に村外から人を呼ぶために、ではどこをどうしていくのか、そのためにどういった施設が必要なのかということを考えれば、沖田面の小学校の施設が必要なのかどうかということも見えてくるのではないのかなというふうに考えております。

当初、解体も含めて検討するというので、そういうような形で方向性が見えてきていた中での民間企業への貸し出しも検討していきたいという今回の動きですので、そこのところを今一度伺いたいなというふうに思います。

村長は、民間企業の貸し出しに期待しているというようなことではあったわけではあります、幸い大館市の業者が一部貸し出しをして欲しいということであるようです。どの程度使って、どのような形にするのか、非常に施設自体が大きいものですから、部分補修というわけにはいかないのではないのかなというふうに考えますので、業者の方の予算がそれに伴えばいいのですが、他の施設、該当するような施設がなかったのかどうか。再度伺いたいなというふうに思います。

また、貸し出しも含めて今度民間の方にできれば配慮していきたいというような意向ではあります、実際、村としてそういった動きをしているのかどうか。こういった施設がありますよと、こういったものに使いませんかというような呼びかけなり、募集はかけているのかどうか、その辺についても伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（武石善治） 村長。

（中田吉穂村長 登壇）

○村長（中田吉穂） お答えしたいと思います。この校舎の活用につきましてですが、ほとんど全部貸すというふうな形にはなっておりません。業者側で必要な部分、特に理科室と更衣室、その従業員の休むところがあれば、あとトイレというふうな形で使用できるところを使用したいと。当然、現在は電気も水

道も、もう全部取り外しというふうな形になっておりましたので、その辺は業者にも自分方でやれますかと、村では貸し出しはしますけれども、そういった面でのお手伝いはしませんと、それでも結構ですと、自分方で使う分に対して電気を引いて、その部分に対しての水道と下水道は使わせていただきたいというふうなお話でありましたので、そういうことであれば使っていただければありがたいなというふうにお伝えをしております。

また、旧沖田面小学校関係ですけれども、スキー場のヒュッテに関しては商工青年部、またグラウンドに対しては老人クラブのグランゴルフの愛好会が使用しておりますし、体育館の下の野球部の部室に関しては、その老人クラブのグランゴルフの愛好会が休憩施設として、また道具を一時預かりするというふうな形で管理をしております。できれば、将来的には、私個人の考えですけれども、その水耕栽培とか、そういったものに施設を活用できないものかと、これまた議員の皆さんも相談しなければならないし、また、民間でそういう意欲のある方がおられれば、そういった方面にも考えていければと考えて、今おります。まだ施設は、教育委員会から12月に総務の方に移管なったばかりですので、これからいろいろ意味で活用をまたさらに検討を加えてまいりたいと考えているところですので、よろしく議会の方でもご検討いただければありがたいなと思っております。

以上です。

○議長（武石善治） 2番、長井君。

○2番（長井直人） ありがとうございます。全部ではなく一部貸し出しということでお話をいただきましたが、他に該当する施設がなかったのかどうか、その辺のところはお答えがなかったわけですが、実は具体的には僕も金額までわからないのですが、いま倉庫になってはいますが、これが実際、業者が入って利用するとなれば、建物として今度維持管理費がかなりかかるようなお話が、前に倉庫に変えるときに伺っていたように思います。そういった経費も今度村の方にかかってくるのではないのかなというふうに思いますし、この事業者が部分的に使う話を聞けば、もう3分の1ということで、その事業者のためにわざわざそこを建物として戻して利活用する必要があるのかどうか、当然、電気料金の基本料金も施設としてはかなり高額の料金だと思いますし、水道にしてもかなり使っておりませんので、水漏れも心配されます。業者が直すとしても一部だけ直して使えばいいのですが、どこがどう故障しているのか、それも皆目検討もつきませんし、そういった意味でも非常に使い勝手が悪いのではないのかなというふうに思いますので、どの程度検討されて、沖田面小学校を貸し出しする予定にしたのかどうか。その辺のところが今いちつかめないなというふう感じております。

施設自体を有効的に使えるのであれば、当然、借りる業者の方である程度予算的なものもやってもらえると思うのですが、一部となればどこまで村で、また事業者でもつのか、そういったところも非常に難しくなってくるのではないのかなという懸念があります。そういった意味ではも今一度詳細について検討していただきまして、該当する施設があるようであれば、そちらの方をより使い勝手の良い施設を使っていただくのがいいのではないのかなというふうに思います。

また、これを機会に民間の事業者に貸し出していきたいということではありますけれども、実際これまで検討してきても、そういった借手がいなかったわけでありまして。特に公募したわけでもなく、そういった動きをしたわけでもないのですが、建物の現状とかかかる経費を考えて、そういった結論に向っていたものと推察しておりますので、やはり、これに関しては再度当局の方でいろいろ助成事業を調べて、そういった今後の使い道を見出せるのであれば、当然残して有効利用していければ大変ありがたいことだと思うのですが、やはり、現状のままでは、今まで申し上げたとおり非常に難しいのが現状であります。

そういったところも踏まえまして、再度検討していただきまして、報告していただければありがたいなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（武石善治） 村長。

（中田吉穂村長 登壇）

○村長（中田吉穂） お答えします。この事業者は、まだ従業員が集まらないと、内職関係ですけれども、埼玉の社長、副社長も、村長室まで来ていろいろお話をしました。それで、できれば自分方は場所的にはそんなに大きな場所は必要としないです。ですから、10人ぐらい入れるところで、そしてまた、ある程度綺麗なところであれば、食品を扱うということですので、そういった意味で見ていただいたわけでございますけれども、その時に、ここはすごくいいと、こういうところであれば、もし人が集まって使用させてもらえるのであれば大変ありがたいというふうなお話がございましたので、そういった意味でもしよかったですら使ってくださいと。そのかわり村では水道も電気も、それは事業者が全部をやる必要はないと、その自分方が使う分だけの設備投資で結構です。学校全部に電気をやる必要もないし、今電気も全部はずしましたので、電線が沖田面小の中に電気が入っていないというふうな状況になっておりますので、新たに外部電柱から引っ張ってこなければいけないというふうな状況になっておりますし、水道に関してもそのような状況ですので、本管から自分方が使う分、例えば、13ミリでも、20ミリでもそれを外部から引き込むと、その工事は私方がやりますというふうな形で、村にはそういった費用負担はお願いしないというふうな状況でございます。ですから、他の施設といたしましても、私方に紹

介できるそんなに多くの施設があるわけではございません。食品を扱うということと条件が、水を使うと、できるだけ綺麗な環境の中でやりたいということですので、最適ではないのかなと考えております。

ただ、なかなか募集しても人が集まらないというふうな状況下で、さらに3月中に、夜にもう一度募集してみたいというふうなお話がありましたので、どうかよろしくお願ひしますというふうな形で、再度お願ひはしております。

以上です。

○議長（武石善治） 2番、長井君。

○2番（長井直人） ありがとうございます。電気にしても水道にしても、配線を新しくしてもらったり、水道も本管から引き込んでもらうというようなことで簡易ですみそうではありますけれども、実際これをやってしまうと、今度沖田面小学校を民間に利用してもらうというときに、ではそれもその都度本管から、また近くの電線から電気を引いてやってもらうのかというようなこととなりますので、どうも今後の沖田面小の民間利用とリンクしていないような感じがしてならないわけでありまして。やはり経費の削減のために倉庫にしたわけですので、そのかかる経費が、あそこを貸すことによってどの程度なのか、そういうところも当然明示していただきたいなというふうに思うわけでありまして、該当する施設がないということで、村長もおっしゃいました。確かに旧小沢田小学校にしても2階に上がらなければいけないということで、大変不便なわけでありまして、ただ、実際今は管理委託になっておりまじか、加工施設も村にはあるわけでありまして。今ちょうど広告も出そうとしておりまして、見てもみますとその利用も短期のようでありまして、1年間継続して使うというわけではないようですので、そういった意味では管理委託にはなっておりますが、村として、そういったことで使いたいと、職場の創設ということでぜひとも受け入れたいということをお願いする分にはやぶさかではないのかなというふうな気もしております。

ですので、そういった経費的な面、また村としての今後の沖田面小学校の利活用の方向性も踏まえて再度村の方向性を示していただきたいなというふうに思っておりますので、実際、この業者も今募集しておりまして、何時から何時というのはまだ分からないかとは思っております。ですので、そういった説明会の状況によってというところもあろうかと思っておりますので、そういったところも踏まえて、再度議会の方にも報告または協議をしていただければありがたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

これで3つ目を終わらせていただきます。

それでは4つ目の質問に入らせていただきます。杉風荘の民営化についてと村長が就いている社会福祉協議会会長職の見直しについてであります。

これについても前村長の時に懸案事項であり、当時から検討していたように思うのですが、村長が代わったとしても、議員だった中田村長が就任されたことで、24年度にも民営化が実現できるのではないのかなというふうに感じていたのですが、少しばかり残念です。新年度予算においても思いのほかスローペースで残念に感じております。杉風荘の民営化についてはどのような引き継ぎを経てどこまで検討されているのでしょうか。

民営化に伴う現在の職員の取り扱いと福祉面への村としての更なる展開は考えているのがどうか、お知らせ願いたいと思います。考え、構想があるようでしたらお知らせ願います。加えて福祉事業においては多くの有資格者が必要とされております。村としても資格取得のために補助を出して人材育成をしております。他にも村内には自身で資格を取得し眠っている人材もあるようであります。資格別の募集や有資格者別の求人等、有資格者を有効に利用した施策の展開も必要と考えますが、いかがでしょうか。

最後に、村長もご存知のこととは思いますが、NPO団体との福祉タクシー事業の契約や公共交通廃止路線への有償運送こあに号の運行事業の委託の時に、村長自身が社会福祉協議会の会長であるということで、理事会等の事前協議もしないまま強引に提案し、社会福祉協議会自体も、村長の思うがままに運営しているかのようなやり方は、村が補助金を出している関係上好ましくないと考えます。中田村長がそうだと申しませんが、村長が村の行政執行していく上で、村長の兼務、あて職としてではなく、村内若しくは村外の有識者に社会福祉協議会会長職を務めていただいた方がより効率のよい充実した福祉サービスが行えるのではないかと思うのですが、いかかでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（武石善治） 村長。

（中田吉穂村長 登壇）

○村長（中田吉穂） それでは、杉風荘の民営化と社会福祉協議会の会長職の見直しについての質問にお答えいたします。

行政改革の中で民間にできることは民間でとの、こういう答申を受け、これまでの施設の民営化を行政では進めたいと考えてきたと思いますが、杉風荘の職員の問題、移譲先の問題等があり、現在まで先送りされてきた思っております。しかし、今のままの雇用状況や勤務体系などでの運営では、より良い運営に向かっていくことができないと、私は考えております。そのような状況を改善するために社会福祉協議会に移譲できたらと思っているところでございます。また、社会福祉協議会の理事会においてもご理解をお願いしてまいりました。

介護保険制度の改正により、今後、厳しさが予想される社会福祉協議会の運営環境を、業務拡大により克服できればと考えております。

また、杉風荘、社会福祉協議会双方の人事交流ができるため、人事の硬直化防止につながるものと思います。

民営化に伴う職員の取り扱いにつきましても、もっとも厳しい課題ではないかと思えます。そのため、この課題を含め、他に村が抱える人事、雇用についての諸課題を総合的に検討するための庁舎内における検討委員会を設置したいと考えております。

民営化にあたっては、この他、様々な検討事項が出てくると思いますが、議会のご意見も伺いながら、できれば私の任期中に目途をつけられるよう努力してまいります。

福祉面への更なる展開は考えているのか、有資格者の有効活用をした施策ということでありすまが、民営化後の運営については、社会福祉協議会が負うこととなりますので、村でどうするという事は言えませんが、当然、そうした施策を展開することによって、民営化のメリットを発揮していかなければならないものと考えております。

社会福祉協会会長職を、村長の兼務ではなく有識者にお願いできないものかということについてであります。できれば私も。そう願っております。社会福祉協議会会長職は、村長になれば自動的に就任する、いわゆる「あて職」ということではございません。社会福祉協議会の評議会、また理事会など、社会福祉協議会が定める手続きにより選任されているものであります。したがって、この場で兼務する、しないという答弁はできませんので、ご理解をお願いいたします。

○議長（武石善治） 2番、長井君。

○2番（長井直人） 大変失礼申し上げました。あまりにも前村長が自身の主張をとおしていたもので、そういった形であって職的なものということになっているような感覚がありまして大変失礼をいたしました。

これに関しては、そういった理事会、評議会では決められておるようでしたら、大変断るわけにもいかないのかなというところもありますので、やはりそういった理事会、評議会の中で村長がふさわしいということでしょうから、それそれとして受け止めておきたいと思えます。

そこで民間でできることは民間でということで、社会福祉協議会に移譲を考えているということでもありますけれども、大変社会福祉協議会にとっては、確かに多様性も出て活動の幅は広がるような気がするわけではありますが、現在の状況で引き受けて、非常に大変になるのではないのかなというふうに感じるところであります。ということで、庁舎内で検討委員会を立ち上げて検討していくと。中田村長の任期中に以降3年間で結論を出したいということではありわけですけれども、私としては、できればもっと早く、3年といわず1年ないし

は2年で結論を出していただければ大変ありがたいというふうに思うわけですが、やはりそういった形で移譲したあとも責任を持って見届けていただきたいなというところもありますので、ぜひとも早期に対応していただきたいなというふうに思います。

急げばいいというものではありませんので、非常に難しいところもありますが、私の意見も踏まえて提案させていただきたいと思っておりますけれども、村としての今後の福祉面への展開については、お答えいただけなかったわけではありますが、本来であれば社会福祉協議会に移譲するよりも、民間で引き受け手を公募した方がより効率的で、新たに民間で現施設を自分たちの都合のいいような形で経営し、改修していくというような形がより望ましいのではないのかなというふうに感じております。

福祉面においてもまだ売り手市場でありますので、いくらかそういった余地があるのではないのかなと、なかなか上小阿仁まで来てくれるところがあるのかどうかは、微妙なところではありますけれども、そういった方法もいいのではないのかなというふうに感じているところであります。

そういった動きはないまま、こういった形で社会福祉協議会に移譲することで検討されているわけではありますが、私としては、村として新たに同規模のユニット型の施設を建設し、職場の創設を図る方がより建設的ではないのかなというふうに感じているところであります。

社会福祉協議会によるサービスの多様化を図り、高齢化村の今後の発展と充実を考えれば、新たに新設をした施設を社会福祉協議会に権限移譲し、現在の特別養護老人ホームは、民間へ譲渡、売却した方がより理想的であり、どちらにしても現在の職員の待遇、処遇も心配ないというふうに感じているところでありますが、いかがでしょうか。

例え、社協に権限移譲したとしても、現在の職員については、村からの出向ということにすれば、待遇も処遇も問題はないはずでありまして、民間の方へ譲渡、売却の場合においても職場研修ということで出向扱いにして企業側にお願ひすればよいのではないのかなというふうに感じております。企業としても経費を掛けることなく、有資格者、慣れた人材が得られるということで、大変企業としてはありがたいのではないのかなというふうに思いますので、悪い話ではないのではないのかなというふうに感じているところであります。

我が村の今後の行財政サービスについては、スピード感が大事と認識しております。これまでの懸案事項ででき得るものは、早急に再度検討協議して、ぜひとも早めに取り組んでいただきたいと。後手に回って先送りになったり、そうした形で取り組みが遅れていった場合は、どんどん、そのもの村の状況に影響してくるというふうに感じておりますので、ぜひとも3年といわず、

早期に検討して実現していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（武石善治） 2番、答弁もらいますか。はい、村長。

（中田吉穂村長 登壇）

○村長（中田吉穂） 3年といわず早期にという長井議員のお考えのようでございます。私もできればもっともっと早くにできるのかなと考えておりました。しかし、やはり杉風荘といえども、きちっとした村の施設であり職場でございます。その職場で働く人方の気持ちと、本当に向き合って話を聞いてあげて、そして進めていかなければならないと思っています。

村長だから、なんでも強制的にできるのだと、こう思われるかもしれませんがけれども、決してそれでいい方向には私はいかないのではないのかなと、進める分野においては、やはり歩みを遅くすることも必要だけれども、意思是、この任期中に必ずやるという強い気持ちでおります。それからまた、なぜ社協なのかなという気持ちももっておられるようでありますけれども、この民間に、他の町村の民間会社に移譲した場合、では村の今いる職員の人が果たして守られていくのかなと、それから、そこに納入されている業者、例えば村の業者もおられる思います。そういった方々が、つまみ出される心配もでございます。もしそういった形で、やはり行政として守りながら、そしてまた育てるという両方を兼ね備えてやっていかなければ、村の雇用も失われるのではないのかなと。どうしても民間企業というのは営利企業であります。やっぱり間に合わないものからは撤退していきますし、まにうあうものにシフトしていくわけでございます。しかし、弱い立場の老人という福祉という面から考えますと、果たしてそれだけでいいのかなと。今、こういう施設の経費というものが、介護保険法が変りまして、大変厳しくなっております。

杉風荘においても数百万が減額になるといわれております。また、社協においても実際のところそのような状況でございます。本当に運営が厳しい、そういった中で、そこに働く人方がどれだけそれを理解しているのか、それを、これから皆さんで共有して、そして力を合わせてこの施設、社協で杉風荘も運営しながら、村の福祉の面を担って行ったもらえればありがたいなど、私はこう考えて、それを進めていきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（武石善治） 2番、長井君。

○2番（長井直人） ありがとうございます。確かに、民間は営利企業でありますので、当然、村内業者には厳しい現状が待ち受けているかと思えます。ですから、基本的に現在の施設を民間に譲渡、売却するだけではなく、行政として、これから高齢化がどんどん進みます。現在でも県内でも一番の高齢化率を

誇る我が村ですので、高齢化村として福祉面への新たなる展開も含まして、再度検討していただきまして、そういったところで、そういった村内事業者等の、また職場の確保等していかなければ現在の我が村での生きていく術も、今のところ見出せていない現状であろうかと思っておりますので、そういったところで村の施策も必要ではないのかなというふうを考えております。

確かに、中田村長にとっては、自分の任期の4年間でということではあるかと思いますが、実際にこの民営化に関しては、その前から動き出しております。村長が変れば歩む道が変わるというのでは、やはり行政たるものが進んでいかなないというところもありますので、前行政からの引き継ぎ案件、そういったものについては、そこから歩み始めるというようなところも、中には必要ではないのかなと思っておりますので、これについては、議員当時の懸案事項でもあり、そのころから話をしてきたことだと思っておりますので、残り3年といわず、できる限り早期に検討して結果を出していただきたいなというふうを考えておりますので、再度お願いして4つ目の質問を終わらせていただきます。

○議長（武石善治） 2番、5番が残っているわけですので、ひとつ午前中に、18分ほどありますので、できるようでしたら午前中に終わりたいと思っております。

○2番（長井直人） よろしければこのまま進めさせてください。

それでは、最後に5つ目の質問に入らせていただきます。高齢者を対象とした各種証明書等の発行をこあに電話（IP端末）を利用してできないものでしょうか。また宅配制度を確立できないものか、お伺いします。

現在、役場で発行している住民票等の証明書については、平日に電話で申し込みして、土、日に渡すというシステムも取り入れられております。しかしながら、これら証明書の受け取りには本人に限られており、受領の際には運転免許証などの写真付きの証明書により本人確認をしているそうであります。また、印鑑証明書の発行の場合には印鑑登録証のカードも必要としております。確かに、利便性は向上しているとはいいますが、高齢化率48%を誇る我が村では、もっときめ細かな行政サービスが求められていると思っております。第1歩は利用促進を求められるこあに電話を有効に利用した方法で、申し込み事体をこあに電話、カメラ画像を利用して受付をして本人確認と必要事項の確認を画像で済ませ、あらかじめ指定した人に代わりに取りに来ていただくシステムを構築できないかどうか。これで本人が出歩く必要もなく、わずらわしい本人確認のための証明書類も自宅にいながら準備できる。またテレビ電話で確認できるというメリットがあります。お年寄りには更にやさしいシステムとなります。

第2歩として、先ほどのこあに電話による受付はそのままに更にサービスに加え、人に受け取りを頼まなくてもよい宅配制度をプラスしてはいかがでしょうか。簡単なのは郵政事業所や宅配事業者を利用した代金引換発送ですが、金

額がかかりすぎますので現実的ではありません。メール便や郵送でも代金の回収の問題がありますので難しいでしょう。行政職員が配達して声かけをしながら、コミュニケーションを図るというのは、小さな村の大きな利点であり、高齢社会の行政サービスの到達点なのかもしれませんが、これも現実的ではありません。そこで検討し利用したいのが、企業の地域貢献事業としての新たな取り組みや行政サービスとの連携であります。

企業の中では、より企業イメージを高めるために利益云々ではなく社会貢献としての投資や事業を展開しているところが増えてきております。そうした企業と提携することにより、こうした行政サービスの向上や村民の日常生活における利便性の向上へとつなげることが可能となります。そこで今回は、郵政及び宅配事業者と提携したサービス向上のための安価な宅配制度の確立を模索できないものでしょうか。

高齢化率50%越えを目前に控えた我が村だからこそ、お年寄りが安心して生活できる他にはできない新しいシステムの確立が必要であり、その足がかりとしての第一歩として検討してみたいかがでしょうか。

よろしく申し上げます。

○議長（武石善治） 村長。

（中田吉穂村長 登壇）

○村長（中田吉穂） 長井議員の5つ目の質問にお答えしたいと思います。

各種証明書の簡易電話をつかった発行、宅配制度などを確立できないかというふうなご質問でございます。証明書等発行依頼は、現在、電話でもできますが、受け取りは本人に限っております。また、一部の証明書を除き、証明書の受領の際には運転免許証などの写真付きの証明書の提示をお願いしております。

村が発行する証明書の中には、金銭の貸借等の手続きに使用されるものもあり、本人確認は重要な手続きと考えております。発行後のトラブル防止という観点からも、現状では、こゝに電話を使った目視確認のみで本人確認することに限界があり、実施はなかなか難しいのではないのかなと考えております。

また、宅配制度につきましては、職員や地域支援事業者等が宅配することになった場合、発行可能な証明書の種類、手数料の収納方法、行政コストを勘案しながら検討していかなければならないものと考えております。

小泉内閣の時に、郵政民営化が発表されました。その時に民営化されれば、郵便局で住民票も受領できるというふうなお話もあったような気がいたします。しかし、それがなぜ頓挫になっていくのかと言いますと、やはりトラブル防止があると思います。こういった行政は、やはり便利な中にお年寄りが、振り込め詐欺とか、いろんな面でだまされたり、被害にあわれているということ、全国的にも見受けられるわけでありまして。そうしたトラブルの防止も、便利さ

の中からキチットうきあがらせていかなければならないものだと考えております。ただ、福島県の矢祭町、自立を選択した町ですが、そこでは確か役場の職員が届けるといふようなシステムをもっているとも聞いておりますので、そういった面も調査しながら、まず村の職員の中できるものがあるのであれば、そういった方面も考えて見たいなと思います。また、宅配事業者についてでございますけれども、昨年5月でしたか、私が当選してから、そういった宅配事業者による福祉面、見回り面、それからこういったサービスのお話もございました。しかしながら、やはり費用がかかるわけです。民間でありますので無料というわけにはいきませんので、その費用が果たしてこの年金生活者にとってもつのか、安く上がっているのかどうか。そういった面も勘案しなければならないと考えておりますので、まだこれからいろいろ検討加えてまいりたいと思っておりますので、どうかよろしく願いをいたします。

○議長（武石善治） 2番、長井君。

○2番（長井直人） ありがとうございます。先ほど村長からもお話がありました。1例をあげてご説明いただきました。確かに、行政職員が届けていただければ、大変住民の方々も安心感もあり、行政サービスが行き届いている印象もありますので、先ほども申し上げましたが、理想ではあるかと思えます。まして我が村のような小さな村では、そういったサービスまでしていただければ、村民も非常に嬉しいのではないのかなというふうに感じますが、実際に役場の職員がそこまでできる余裕があるかとなれば、かなり厳しいのではないのかなというところもありますので、これは一長一短がありすぐにでもできるものでもないであろうと思えます。

何よりも、こゝに電話の有効活用が非常に大事な部分ではないのかなというふうに思います。画像では本人確認が難しいということで、村長はおっしゃいますが、実際には、画像で本人が出てくるのも当然ではありますが、各種証明書もその場で提示して出していただきますので、そういったところでは非常に安心感もてるのではないのかなというふうに思います。確かに、それがカードはあっても本人なのかどうか、それが職員がわかるかどうかとなれば、非常に難しい問題がありまして、村民一人一人を把握できるかとなれば、そういうことは皆無であろうかとなというふうに思いますので、そういったところも当然懸案事項であろうかと思えます。

しかしながら、サービスの一環としては、こゝに電話を有効的に使ったこういった形、また試験的にはそういった形、大事ではないというのはチョッと語弊がありますが、悪用される危険性のない証明書から着手していてもいいのではないのかなというふうなところもありますので、これから高齢化が進んでいく我が村において、せっかくついたこゝに電話をより有効に行政サービスに

も利用できるように検討していただければ、大変ありがたいなというふうに感じております。

先ほど村長からは、宅配事業者からのそういった地域貢献の話もあったということでお話を伺いました。実際企業側ではそういった動きが出ているのも確認のとおりだと思います。ただ、やはり営利を目的としないとはいえ料金は発生します。そういった意味でのすり合わせも当然大事だと思いますし、こういったものに関しては、宅配事業者といえども配達しっぱなしということはありません。当然配達確認の通知等の利用もできますので、本人に配達したかどうかという確認もしっかり取れるはずでありますので、そういったところも、せっかくそういった事業者からの話があったのであれば、提案として働きかけていくのも、また行政としての仕事ではないのかなというふうに思いますので、ぜひとも、そういったところも有効利用して、今後のIP端末、また高齢者の利便性の向上に努めていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

これで一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（武石善治） 2番の一般質問が終わりましたので、暫時休憩したいと思います。1時20分から本会議を再開したいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

12時08分 休憩

13時20分 再開

○議長（武石善治） 午前中に引き続き会議を再開いたします。

次に7番、伊藤敏夫君の発言を許します。7番、伊藤君。

（7番 伊藤敏夫議員 一般質問席登壇）

7番（伊藤敏夫） 私、伊藤は、職員の質を今まで以上に高めていただきたいということを念頭において質問させていただきたいと思います。

中田村長になって初めて正職員の採用をなされました。村の厳格な採用条件を満たし、合格された4名が4月1日から赴任されることになっているようでございます。村民の負託に応える職員として立派な職責を担ってほしいものであります。

今、職員の一部には職務という認識の甘さから業務を疎かにしているのではないかという指摘を受けている方もおられますが、認識が希薄であれば年齢がましたにいたしましても、また注意を喚起いたしましても、そう簡単になおってくるものではないというふうに思われます。職務の基本をしっかりと認識していただき、言葉の使い方や挨拶の仕方、ましてや村民との窓口業務における対応姿勢等については、今後ますます問われることになることは間違いないと思

っております。

また、県内における市町村間の厳しい競争力に前向きにチャレンジする精神こそが、村の将来を大きく左右するものであると、その指導力を期待するものであります。

本日、午前中の村長の施政方針、行政報告にもありましたが、秋田県は、各市町村から事業を提案してもらい、24年度から5年間で総額50億円の地域活性化に取り組む「未来づくり協働プログラム」の交付金を計上する方針が出されております。当初予算には、プログラムの推進体制整備費として213万円を盛り込んでいるようでありますが、地域の活性化がイコール県の活性化に繋がるものと私はとらえております。

私は、先的一般質問でも申し上げておりますが、いろんな助成金やあるいは交付金を活用して、我が上小阿仁村を活気付けようとする意気込みのある職員の皆さんであって欲しいと望むところであります。

例えばであります、職員の中には次のようなことを考えていないだろうかと思うことがあります。

その一つには、村民と一緒にやってこの地域を掘り起こそうとする意気込み等は、職員の業務ではないというふうに考えている方もおるのではないかと。また、そのような業務を導入したら自分の仕事が増えて、もう現在の状況でもいっぱいいっぱい状況であってパンクしてしまうというような考えの方もおられるのではないかと。そういうことも自分なりに考えるときがあるわけですが、もしそのような考えをもっている職員が多くいるとしたならば、我が村の将来発展というものは非常に厳しいあるいは望めないものになるのではないかと感じておるところでございます。

もしそのようなことであるとすれば、他の市町村に相手にされない細々の村として、活気はないが職員の給料は当たり前にもらえる村として、その悪定評を背にすることになるでありましょう。あくまでも村民の付託に応える村を発展させようとする意気込みとやる気のある精神の職員をどう育成していくのか、そのようなことを踏まえ、1つには今話しましたように新入職員教育の具体的内容についてお聞きしたいと思います。2つ目には、現職員の資質向上における人材の育成について。今後、今までとは変った内容で進むべきであると、自分なりに考え、そのようなこともお話いただければと思っておるところでございます。また再雇用されている現臨時職員への指導等についても。しかりでございまして、この3つを、今後、どのような形で指導、教育をしていくのか、村長のお考えをお聞かせいただければありがたく思っております。よろしく願いいたします。

○議長（武石善治） はい。村長。

(中田吉穂村長 登壇)

○村長(中田吉穂) 伊藤議員の、我が村の職員の資質向上についてということで、村長の考えを問うと、いうふうなご質問でございます。大変、村の将来を心配したご質問であろうと考えております。

新規の職員につきましては、採用後、秋田県の自治研修所で新人職員が全県から集まりして研修機関において、6月に前期として5日間、10月に3日間受講いたしております。これは上小阿仁だけでなく、各自治体が同時に行っている研修でございます。主な内容は、公務員として覚えておくべき必要な心構えと基本的な事項を研修するものであります。

その後は、秋田県自治研修所が年代別、また職責別に行う3年研修、主任研修、監督者研修などを受講させているほか、個別の課題を研修する能力開発研修なども受講させています。また、秋田県自治研修所以外に行う研修であっても、必要性があれば随時研修させ、職員の資質向上を図りたいと考えております。

また、村独自のものとしては、各職場から1名程度を電腦管理人として委嘱し、養成している取り組みがあります。情報通信技術やコンピュータ関係の技能を必要とされている現状から、電腦管理人が情報通信技術向上を図り、その成果を他の職員に伝えていくものであります。

臨時職員については、こうした制度的研修派遣はないわけではありますが、日常執務における村民への対応のあり方等について、上司の指示や指導、文書、庁内ネットワークを通じた諸連絡などで、随時その徹底を図っております。なお、先ほど長井議員の質問にも答弁いたしましたが、村の雇用のあり方や杉風荘移管による人事制度などの諸問題を総合的に検討するため、新年度において庁舎に人事雇用検討委員会を設置したいと考えております。そういった中においても、新しい人や、また中堅の人方のスキルアップを図っていきたいと考えております。

行政というのは、やはり村の明日に繋がる仕事を行っているわけでございます。そのために1人1人が常に上を目指して頑張っていくような、そういう取り組みを目指していきたいと考えております。

これは私がある席で申し上げた1つですが、聞け、見ろ、感じろ、動け、こういう4つの言葉を私自身もいつも心がけております。聞けというのは、いろいろな人の話をとにかく聞かなければならないのだと。素晴らしいヒントや求めている答えが聞く耳があれば必ず入ってくるのだということでございます。そして見なさいと、よく見なさいというのは、その話は真実なのか、自分の目で見なければならぬ、そして確かめなければならぬと、自分の足と目で確認すべきだと、こういう意味でございます。また、感じろというのは、いろ

んなものを感じなさいよと、見たもの、聞いたものによって自分はどんな感じを受けるのか、そして、最後に動けというのは、それによって、自分はどんな行動しなければならないのか、そういうふうな職員になっていただきたいなど、私自身いつも思っております。多分、皆さん方からみればまだまだ足りない面が多くあるかと思えますけれども、そういった面を重要視しながら、この村の職員のレベルアップを図っていきたいと考えておりますので、どうかご指導のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（武石善治） 7番、伊藤敏夫君。

7番（伊藤敏夫） 今、村長の方からの答弁で、なるほど、私がしらなかった内容も多々あるなと感じとったわけでございますけれども、やはりどちらかというところ、過去においては企業からあがってきたそういうトップの方というのは、少なかったように、私は感じとっておるわけでございますが、村長は、そういう意味では企業の社長としてもやってきた方でもございますし、企業というのは非常にそういう意味では手厳しいものがありまして、駄目であった場合においては、もう退職させるというようなところまでやるのが、私も今まで企業において、そういうものをみてきたわけでございますけれども、役場職員の皆さんにおいてはなかなか首にするというような内容はないわけでございまして、それは採用の段階らいろんな諸条件があるものというふうには、私なりにはとらえておるわけでございますが、例えば、仕事をしてもしなくても、年功がたてば、それなりの給料がもらえるあるいはあまり自分で無理に動かなくてもそれなりの生活ができるというような状況のものは、今後については、やはりいろいろと改善していかなければならない事項ではないかなというふうに思っております。必ずしも、その辞めなさいとかあるいは減給させろというようなもののみではなくて、常日頃のそういう自己評価とか、自分では今、例えば、10点であれば何点の立場にあるのかというようなものも、自己評価として出させる必要があるのではないかと。

それから、他の市町村との人事交流といたしまししょうか、人事の派遣といたしまししょうか。そういうようなものも、今後についてはやりながら、お互いのみえないところの状況も踏まえ合わせながら、切磋琢磨させるというようなものも1つの方法ではなかろうかというふうに思っております。

そしてまた、上司というものについては、全て村長、副村長ではないと思えますし、やはり管理職にあたる課長の皆さん方もそういう内容を、同じような立場の人方と色々な場に出て勉強してくるというようなものも必要でしょうし、その個々の部下の評価を誰がやるのかというような面においては、上司として人材を、部下を育てていくというようなことも必要になってくるのではないかとこのように思っております。

もう1つについては、新人職員が入りまして、何年かすれば課に異動するというようなものについては必ずあるわけでございますけれども、その方々についてはある程度、しいて言えば右も左も分からない状況の中において、1年そこらで異動させるといふようなものについては、決して私はいいものではないというふうに思っております。そういう意味で、必ずしも、その1年とか、2年とかというようなものについては、何も言えないわけでございますけれども、その人にはその人の特徴というものがあるわけでございますから、そこら辺の人事というものについても、ただやれないから、人を別の方へ回してやるというようなことのみは、人は育っていかないし、ただ、何とかぶらさがってればいいというものでもないわけでございますから、そういうような点についても、ぜひ今一度、過去の状況も踏まえ合わせながら改善していただければいいなというふうに思っております。

人材育成に力を入れると、職員の資質向上のためには力をいれるのだというようなことは、必ずや将来良い結果が出てくるものであると、私は思っておりますから、ぜひひとつそういう意味での日常の業務に追われるばかりの状況もよりも、やはり、もう少しそういう将来の面を考え合わせながら、ご指導あるいは研修というものに力を注いでいただければ、必ずや、いい結果が表れてくるというふうに考えておりますので、ぜひそういう点も頑張ってもらっていただければなど、いうことを申し上げておきたいと思っております。

私の一番目の資質向上については、以上でございます。

○議長（武石善治） 7番、今の答弁はいいわけですか。はい、村長。

（中田吉穂村長 登壇）

○村長（中田吉穂） 今、伊藤議員から、つまり職員が自己評価もしなさいと、ただ人事の派遣も、他町村にも派遣したらどうかと。また、職場をあまりむやみに動かすのもいかなものかと、こういうふうなお話のような、ご質問のような気がいたします。

なるほど、自己評価というのにも必要な面もあります。また、多分、自分で自分は優秀な職員なのかと、自分でそれぞれの職員方が感じている面はあろうかと思えます。また、村民に対して、どのような対応をしたらいいのか、わからないというふうな職員もおられると思えます。実際、私もそう感じています。この村の職員の弱いところ、弱点というのは、私は、外に出て行って、そして多くの方と話があまりできないのだと、限られた中で職場も大きな動きもあまりしないと、異動させれば何となくはじかれたような、そういったような感覚をもったり、本来、本当はそうではないのだと、やはりどこへ行っても上小阿仁村なのだ、村の職員なのだ、知らないから人に聞くと、私は、この村長になってから常に私は上小阿仁村ですと、村長ですと、そして人の中に入って初

めて人との意見の交流というのができるし、村では現状はこうなのだと、こういうことを言うことによって相手からも必ずかえってくる。一方通行ではならないわけです。

村の職員も、できれば一方通行の職員ではなく、常に言葉を返し、いただく、返していただくというふうな姿勢をこれからもってもらいたいなど、そういうふうにしていけば村民との意思疎通というのも、どんどん深まっていくと思うし、それがこの地域の明るさに繋がっていければなあと思っております。もちろん、他の市町村に派遣もしたい。でも、今現実には職員が不足な状況であります。ただ、平成25年、来年度からは県の方の後期高齢者の方に、事務局の方に職員の派遣もしていかなければいけません。そういった意味で、派遣された時にキチッと仕事のできるような職員をつくっていかなければいけないと、そう考えておりましたので、どうか、そういった意味のご指導もできればいただければなあと思っております。

○議長（武石善治） 7番、伊藤敏夫君。

7番（伊藤敏夫） 簡単に申し上げますけれども、先ほど、聞けと、みろと、感じろと、そして動けと、非常にいい言葉であるなというふうに感動したわけですが、やはり、村長は当初、自分のいいところをのぼすよなということ、私は、これがいいとかというものをいせと言った時があったと思うのですけれども、それも本当に全員の皆さんが出したどうかは、今、私も定かではないわけですが、皆で話し合っただけのことについては、ぜひひとつ守りながら、職員の資質向上に努めていただければなあというふうに思っておりますので、私どもが、ただ悪い場合の時だけものをいうという考えは毛頭ありません。やはり褒めることができなければ、しかることもできないのだというようなことになるわけですが、ぜひひとつそういう点に努め合せて、全体がレベルアップできるように頑張っていただきたいものというふうに思っております。

続いてであります、小阿仁川のいきものが減少している問題について申し上げます。

放流のアユが、ここ2～3年生息が著しく減少しているのではないかと、村民のご意見もございました。そういう意味合いから小阿仁川でのアユ釣り人が非常に少ないと、阿仁川から比べれば、本当に見えないというようなことも聞きました。

それは阿仁川よりも小阿仁川の水が汚いのではないかと。生物も住めないよな川になったしまったのではないかと、というようなこともお聞きしました。また、小阿仁川で、多分沖田面の方のようでありましたのですが、コンクリートミキサー車が川で洗淨しておったというようなことも聞きまして、やはり、このよ

うな状況ではいいものもどんどん水質が悪くなるというふうに関心とっていたわけでごさいます、今度はダムの方の上流の話もされまして、萩形ダム湖から常時ガスみたいなものがぶくぶく上がっているところも見たと、あれは湖水の底の材木等が腐ってそのガスが出ているのではないかと、魚も、夏分だと思のですけれども、浮いて、口をパクパクしているのも見たというようなことありまして、そういう今まで我々も上小阿仁の川は、小阿仁川という形の中において、学校に行くと校歌の中にも入れるような、そういう川の名前が入っているわけでごさいます、水が濁って生物も生息しないというようなことでは、問題があるのではないかとというようなことで、ぜひ聞いてくれというような話があったわけでごさいます、確かに、私どもが小さいころには、小阿仁川というのは、1メートルそこらの底はみな見えてあった状況であります、今はそういうような状況ではありません。どちらかという川の水も泥が付着して白い石も見えないというような状態です。このような山間の閑静な里でありながら川の水が問題で魚も住めない小阿仁川であったならば、将来的には人も住めない、そういう地域になってしまうのではないかと心配されるところでごさいます。

確かに、萩形ダムができて、水量確保というようなものに、どちらかという目線がいつている昨今でごさいますけれども、今一度、そういう水質の調査とかあるいは川のどろどろしたところのものを、水を汚さないような、そのような運動展開といいたいまいしょうか、そういうようなものもしてもいいのではないかとというようなことも伺いまして、これをぜひ議会で話してほしいという村民の要望もございましたので申し上げているわけでごさいますけれども、1つには、ダム湖の水質の調査、検証をしていただきたいものだ、これはもしかすれば村の仕事でなくて、県の仕事だという形にもなろうかと思はますけれども、そういうのがひとつでごさいます。

それから、先には大鏡に何かも捨てていいというようなゴミが処分されたところがあるわけでごさいますけれども、その中の下流と上流の水質の差というものについても、やはり調べておく必要があるのではないかと、もうひとつであります。

それから、各集落においても、集落のすぐ傍を川が流れていないところもあるわけでごさいますけれども、そういう小阿仁川沿いにあるところの集落の下流、上流については、やはり調査しておく必要があるのではないかと、これについては、下流と上流には差がありすぎるという場合においては、なぜという形の中において調べる必要があるのではないかと、という内容でごさいます。

それから先ほども申し上げましたように、コンクリートミキサー車が洗っておったと、川辺におりていって洗っておったというようなのを見たという方

お話でもありましたのですが、そういうところについては注意を喚起するという意味のものも必要でなかろうかと、県の仕事であるかもしれませんが、ただ、県の仕事だから、村はかまわないというふうな状態には、私はならないだろうと、村の状況のものを、問題があるならば県に話して、県でやってもらうとかいうようなものも必要でなかろうかというようなことをございまして、確かに考えてみれば、我々小さいころは、1メートル以上も水の底が見えるくらいの綺麗な小阿仁川であったわけでございます。石は白く見えたとし、今、1メートルの深いところで、石が綺麗に見えるというところではなくて、全部一緒でないかというふうに思っているわけでございまして、そういう点からいきますと、川がこういう山間のところで、川底も見えない、1歩川に降りて歩けばどろどろしたものしか流れてこないというような状況は、何なのかと、これはダムができた関係だとは思うのですけれども、そういう点もないがしろにしないで、どんどんやはりそういうようなものを、我々が小さいころに川で泳いだ時のように、水が綺麗である、そういう村に戻してもらいたいものだなと、ただ戻すというのは、なかなかそういう状況にはならないとは思うのですけれども、ぜひそういう点も合わせてお考えいただければなというふうには思いますので、中田村長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（武石善治） 村長。

（中田吉穂村長 登壇）

○村長（中田吉穂） 伊藤議員の、小阿仁川の生物が減少しているというふうな問題についてのご質問でございます。

まず第1に、清流を取り戻したいのだという伊藤議員の熱い思いが根底にあるというふうに思っております。

萩形ダムは昭和41年に完成をしたわけでありまして。それから、やっぱり水量不足、そういった問題によりまして、時の県議会議員でありました北林照助先生が県議会で、この問題を取り上げ、そして上小阿仁村の議会、それから合川町の議会を取り込んで、小阿仁川水系特別委員会なるものをつくり上げました。そういった中で、少しずつですが、つい最近は、この毎秒5トンというふうな、ダムからの放流を獲得しておりますし、また、先ほど、伊藤議員がおっしゃいました泡がぶくぶく出るというふうなこと。あれは多分落葉が湖底に沈んで分解し、ガスが発生しているというふうな形が見られたことだと思います。

そのための改善策として、ダムのすぐ近くですけれども、酸素を供給し、底から、水面から1メートル下のできるだけ綺麗な水を、現在は、小阿仁川に、毎秒5トン放流されているというふうな状況でございます。

ご存知のように小阿仁川の水質環境につきましては、議会の小阿仁川水系対策特別委員会、北秋田市と設けております小阿仁川水系対策委員会において、

長年にわたり河川環境及び水質改善と保全、並びに水量の確保について、秋田県と協議をし、杉花橋で毎秒5トンの水量の確保をいたしております。

さて、萩形ダムの水質と湖底の状況検証についてということですが、ダム管理事務所に確認したところ、ダムに堆積する土砂の量、いわゆる堆砂量ですが、隔年で堆砂量の測量を行っております。24年度において測量をする予定とのことですが、今のところ計画どおりの堆砂量で推移しているようであり、このまま測量を続け堆砂量の状況を確認していくとのことですが。更に、ダムでは、選択取水を行っており、ダム湖の水面から1メートル下の一番澄んでいるところの水を放流いたしております。

平成23年度の秋田県環境白書によりますと、県内96河川の91水系について、BOD・生物化学的酸素要求量に係る環境基準を測定しており、小阿仁川につきましても、環境基準に適合しております。また、湖や沼につきましても、県内12湖沼12水域でCOD・生物化学的酸素要求量に係る環境基準を測定しており、萩形ダムについては、残念な結果ではありますが、不適合となっております。ちなみに、県内12湖沼12水域で不適合は7水域であります。

ダム管理事務所では、大雨等でダムが濁ってしまうと1週間から3週間くらい濁りがとれないということであり、山の荒れ方がひどいせいなのかなとの見方もありました。ダム下流に住む私たちの生活に密着している水でありますので、各関係機関と協議し、県へもダムの環境、河川環境の保全について要望してまいりますので、各議員におかれましてもご協力とご理解をお願いいたします。

小阿仁川の水質については、毎年同じ場所での検査を実施しております。検査場所は、小阿仁川の8カ所となっております。萩形キャンプ場上流、元大錠ごみ捨て場の上流と下流、南沢、沖田面、中山橋、杉花橋、羽立橋地点の水質を検査しております。

水素イオン濃度、BOD、CODなど9項目の検査を行っておりますが、検査結果は、元大錠ごみ捨て場の上流と下流を比較すると下流の方が若干高い値となっておりますが、ほとんど変わらない値となっております。また、元大錠ごみ捨て場の下流1カ所で、カドミウム、六価クロム等の有害物質の検査も行っていますが、有害物質の検出はありませんでした。全般的な項目について、本年度の調査結果と過去4年間を比較すると、BOD及びCODが高めの値を示したものの、その他の項目では、昨年より値が低下する傾向を示しております。

小阿仁川や支流における車の進入禁止看板の設置についてですが、河川につきましても、全て村で管理するものではないことをご理解ください。

伊藤議員のおっしゃるように、小阿仁川で作業終了したコンクリートミキサー車を洗浄していたとなれば、河川にコンクリートが流れることになり、河川

水が強アルカリ性になり河川に影響を及ぼします。業者の方は、廃棄物処理法によりコンクリートミキサー車を河川で洗浄するような行為はしないものと思います。河川法第1条の目的に、この法律は河川について、洪水、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全されるように、これを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もつて公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的とする。

また、第2条の河川管理の原則等では、河川は公共用物であって、その保全、利用その地の管理は、前条の目的が達成されるように適正に行われなければならない。同条第2項には、河川の流水は、私権の目的となることができない、とあります。

このように、何人も河川を利用してはいけないという制限がありませんので、通行上危険であるとか、災害のために立ち入ることが危険であるなどの場合を除いて環境面を考慮し、あえて河川への車両進入の看板を設置するという事はいたしません。また、本流、支流への全ての河川に看板設置となりますと多額の費用が必要になります。河川を利用する方の良識とマナーに期待いたしたいと考えます。どうかご理解をお願いいたします。

質問に全部答えているとは私思っておりません。生物などの調査、これに関しては、残念ながら、今のところ調査したものがございませんので、なんとも申し上げられませんが、ただ、私なりに見ますと、アユも結構いるような気がしますけれども、そういった意味で、そんなには、昔よりは大幅改善してきているのではないのかなと考えております。もし、小阿仁川水系の議員が方々もおられますので、疑問点があれば、今年度24年度、小阿仁川水系、そういった中で県の方に要望されたらいかがかなと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（武石善治） 7番、質問時間がすくなっています。踏まえ合わせて、7番、伊藤君。

7番（伊藤敏夫） いろいろと大きな問題にすれば、大きな問題でしょうけれども、今、そういう意見も、村民の中にはあるのだというようなことを踏まえ合わせて、それを放置するというのはなくて、村が県に要請するものについてはする、村ができるものについては行使していくというようなことを、ぜひ実施していただきますように、切にお願いして終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（武石善治） 次に1番、小林信君の発言を許します。1番、小林君。

（1番 小林信議員 一般質問席登壇）

1番（小林信） ただ今、議長から発言の許可をいただきましたので、あらか

じめ通告してありますことについて、お尋ねをさせていただきます。

昨年、3月11日、午後2時46分に発生した東日本大震災は、近年、私たちが体験したことのない大災害をもたらしました。被災された方々や地域の皆様方には、今現在も震災前の生活を取り戻そうにも、立ち上がろうにも、思うように進まずまだまだ時間がかかり、ご苦労されていることに対して、速やかな復興を祈念するしだいです。

私たちは、この村、この地域が結果的に震災や災害の大きい、少ないの認識だけで、ややをすると時を過ごしてこなかったかと考えなければなりません。防災から次の災害に繋がらないようにするには、村は、現在どうあるのか、そして、減災への対応として進めているものがあるか、お話いただければと思います。

震災だけが防災ではありませんが、あらためて地震から1年が経ち、これまでの防災対策上、同じような地震や、または他の災害が発生したときなどを想定して、村は危機管理の上で危惧を有するものや、行政施設の機能として心配なものの有無などはいかがなのでしょうか。また、他の自治体では、防災無線とは別に、各学校や施設に気象庁が行う緊急地震速報の受信機を備えたところもあると聞きます。

村も老若男女、生活対応などを踏まえて、村は備品などの検証も、この1年において行われてきたか、お尋ねいたします。

あらためていうまでもないことかもしれませんが、地域防災の基本的な考え方のひとつとして、災害という本来は見えないものを何とか見ようとするので、今、ここで災害が起こった時に、私たちの地域は一体どうなるのかを考え、どうなるのかが分かれば、どうすればよいか、今だからできることはないか、そして前もってやっておくべきことはないか、を考えることができるのではないのでしょうか。

昨年の地震では、長時間の停電が発生し、住民の中には明りや暖をとるのに燃料の確保などに苦労された方も多数あったと思います。そのことを踏まえて国は各自治体に発電機などの整備をいたしました。どこか流れによって整備しましたねで終わったではすまない問題だと思われま。季節にとらわれず、かりにどれくらいの停電が続けば、下水や公共施設などのどれが、また、住民生活においてどのような障害を及ぼすと考えられるか、そのことにより、二次災害への予測や心配や、それらの対策はどのようにあるのか、お尋ねをいたします。

現実、私たちも災害対応時にどのような課題が発生するかを知ることも重要ではないかと考えます。また、他の自治体の教訓を行政や私たちも学び、そして住民や子供たちも防災教育として触れて知ることも必要なことではないでし

ようか。他の自治体との意見の交換や調査なども行われたのでしょうか。防災や防衛の基本は自助から始まるものだとお聞きします。

次に、上小阿仁村地域防災計画について、お尋ねをいたします。村、県、公共機関及び住民がその有する全機能を有効に発揮して、村における防災対策を実施することにより、村民の生命、身体及び保護することを目的とする、と示されている平成18年3月に修正された上小阿仁村地域防災計画であります。現在、その内容について見直しはあるのでしょうか。初歩的なことでは、当時と人口の減少や事業所の数や行政の機構の変化や役割など多少の現実とそぐわないものもあるでしょう。再点検と見直しとされているものはないのか、お尋ねをいたします。

秋田県は、去年の地震を受け、想定されていなかった、いわゆる想定外のことを教訓に、これまでの県の地域防災計画の見直しに向けて作業を進めているのではないのでしょうか。24年度中に一定の取りまとめをしたとして、仮に秋田県が県地域防災計画を、平成25年ごろまでに改めるとするならば、村の防災計画はどのようになるのか、それを待ってからするのか、または村は現在、何らかの作業があるのか、お尋ねをいたします。仮にあるとするならば、今後のスケジュールや住民とのかかわりなども含めて、村の地域防災計画についてお尋ねをしますので、答弁をお願いいたします。

次に、防災にかかわる伝達についてお尋ねいたします。現在、村の防災に対する連絡や告知は、既存の防災無線を主として、そのほかに広報車やIP電話などによって行われているものと思います。また、新年度からは、先ほどの施政方針、行政報告の中でも新年度の事業予算として、防災広報無線デジアナ改修工事とありましたが、部分的に老朽化しているものを抱えている中での工事は、財政面を考慮したとしても多少のリスクは、今後の課題となるものではないのでしょうか。しかし、そうした中において、今回の工事において、IP電話と接続されることは、屋外向けの防災無線の告知が屋内のIPから知ることができるということだと思われま。

だとすれば、合わせて国からの全国瞬時警報システム、いわゆるJアラートと接続し、各IPに連動されることだと思いますが、そのことだけでもひとつの進歩だと言えるのであります。今一度、Jアラートのことも、住民への周知も必要となるかもしれません。今回お尋ねしますのは、村の防災の告知のシステムが、その他に検討されているものはあるのか、お尋ねをいたします。

まれに、自分自身も感じたり、たまに人から聞くのが、屋外でその時の場所や風などのロケーションなどにより、防災無線の内容が多少聞きづらかったという時もあるということでもあります。それは仕方がないことだとして済まし、防災上の伝達として、現在十分だと判断するのでしょうか。本来、あまねく知

らせたい相手には知らせ、また情報を知り得たいと望む相手には伝えるというのが、防災や防犯というものの伝達しての重要性にあると思います。最近、ひとつの例として、携帯電話通信事業会社、例えば、ドコモなどが自治体との連携によって、自治体からの避難情報や洪水などの災害情報を知らせるエリアメールを採用しているところがありますことをご存知かと思えます。

あらためてエリアメールのシステムの詳細に対しては、言及いたしません、いわゆる配信エリアは、現在は、例えば契約したシェアその周辺といったエリアを対象とされているものとあり、また、例えば大館の人が移動して上小阿仁に来ると、大館エリア外ですから、大館市からのエリアメールは受けられないことだと思えます。現在、県内外の自治体では、このようなドコモのエリアメールの運用と合わせて、独自にパソコンや携帯利用者の住民の希望者や、若しくは、住民以外の希望者に対し、気象庁の地震速報や市や町の、いわば特化した防災、防犯対策情報を初めとするいくつかのメール配信を行っております。県内でも10箇所ぐらいの自治体が運用されていることは、ご存知かと思えます。

また、ある自治体では、防災無線で放送した内容が聞きにくかったこともふまえて、無線放送の内容の文章を同じく登録希望者にメール配信をしたり、配信しなくても、同時にホームページの携帯サイトにも掲示するところもあるとお聞きしております。そのことにより、聞きにくかった防災無線の内容を、役所に問い合わせるのではなく、自分からアクセスして開いて確認できるようにしているということだと思えます。

また、私が利用しているドコモのサイトの東北の行政という欄のところの秋田県版のところ、秋田県、モバイル秋田市、秋田県警情報とならんで、東成瀬村の東成瀬ナビというサイトがあります。2、3年くらい前から、時々拝見しておりますが、今年の冬は、東成瀬村、村内の4地点の積雪量を掲示しております。上小阿仁村の携帯の防災情報は、開設時から変わっておりませんが。先日、東成瀬村の役場の担当の方にお話を伺ったところ、防災メールの配信希望者は、現在は多いとき言えないかもしれないが、しかし、3月11日の大震災の直後には、新たな登録希望者があり、断定はできないが地元以外の方の登録も一時的にあったかもしれないということでありました。

ここで、想像で物事を言うことは慎まなければならないことかと思えますが、その役場の方と話をしている中で、日中、東成瀬村の外の職場で仕事をしている方々も情報の手段として活用されたかもしれませぬし、または、ふるさとを気にかけて方々かも、登録したのかも知れませぬということでありました。

さて、昨年の大震災では、村は停電によりIP電話も、またコンセントから電源を使用する家庭電話も機能できない状態にありました。人口は少ないとはいえ、様々な場面や様々な行動の中で生活をしているのも現実かと思われませぬ。

また、今年度役場は停電対応に向け、庁舎の非常用発電装置改修工事を行い、間もなく完成すると思われま。このことにより、役場の非常用発電は、これまでの数倍長くなるものになると思いま。災害時の自治体業務の要諦のひとつに、通常通りのサービス水準を断続するという業務が初めにあると思いま。そうした中において、村の防災の伝達についての考え、ご答弁をお願いいたしま。以上です。

○議長（武石善治） 村長。

（中田吉穂村長 登壇）

○村長（中田吉穂） 小林議員の村の防災対策についてのご質問にお答えしてまいりたいと思いま。

最初に、東日本大震災において、2万人を超える方々が亡くなったり、行方不明になっております。心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。

また被災地の1日も早い復旧、復興を願うものであります。

さて、県では防災対策の強化のため次期総合防災情報システム整備基本構想を各市町村を対象にして策定中でございます。

地震についての見直しについては、県で、地震被害想定調査検討委員会を経て、平成25年度に地域防災計画の前面的な見直しを予定しておりますので、これに合わせて村も防災計画を対応したいと考えております。

また、日常生活において、停電になった場合、すべてがストップしてしまうことから、その対策と強化を図っているところでございます。公共施設については、自家発電機の整備を充実させていただいております。役場、杉風荘については、老朽化したこともあり、本年度の整備となっております。保育園については、保育所整備等特別対策事業補助金を活用して、停電の際に冷蔵庫、炊飯器、ストーブ等が稼働できる能力の発電機を整備しております。

また、各集落の避難所については、市町村地震防災対策緊急交付金を活用して、ストーブ、テレビ、パソコン、投光器等が稼働できる発電機を購入して無償貸与しております。いずれも燃料の供給があれば、不十分ではありますが、ある程度の停電に対応可能かと考えております。

災害の際に避難所として使われる学校につきましては、学校が作成した危機管理マニュアルの中で、避難所として使われることを想定した対策を検討しております。また、国の再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金事業で、平成27年度に、学校に太陽光発電システム及び蓄電池を設置し、避難所としての機能を高める予定でございます。

停電時の際の簡易水道につきましては、停電時に配水池に水はいくらあるかで違いが出てきますが、3日間程度は使用できると見込んでおります。

また、下水道につきましては、処理場での汚泥貯留の限度は3日間程度とな

っております。電源が長時間失われる事態は避けなければならないため、今年の震災時は村内の建設業者から発電機を借りる準備をいたしました。こうしたことから、地元建設業協会との災害時における協定を早期に締結しなければならないと考えております。

災害時の対応については、消防、警察、部落住民、民生児童委員とのご協力はもちろんですが、東北電力との協定や携帯電話会社との連携によって、村民への情報提供を考えております。近年普及している携帯電話のエリアメールによる一斉通報についても協議をしているところでもございます。

なお、来年度予算には、災害時にかかりにくくなる電話を優先的にかけることができる公衆電話を3カ所設置することで予算計上しております。これは役場と学校と沖田面の若者センターに予定しております。村ホームページ携帯電話サイトの内容は十分だとは思ってはおりませんが、現在、総務課のみで行っているホームページ更新を、担当課が独自に更新できるよう職員の研修を進めておりますが、携帯電話サイトについても併せて取り組みを進めてまいります。

去年の災害時においては、食糧の備蓄、それから避難所生活というところまで、我が村は、まだ考えてはならないというふうな状況の中で発生しております。最近、各地域の防災などを見ますと、やはり女性の立場からの提言が必要ではないか、いろいろな面で備蓄に関しても、赤ちゃんのミルクが必要だとか、オムツが必要だとか、そういった面で我々行政側の一方的な感覚だけではなくて、総合的な意見を集めながら進めていく必要があると考えております。そういった意味で、昨年、下五反沢で自主防災組織に向けた取り組みが行われました。こういった例を各地域で、集落で取り入れて、そして自分たちの地域は自分たちで守っていくのだと、そういった感覚が私はこれからの防災対策として一番重要ではないのかなと、そういった取り組みに対して、行政としてどういう支援ができるのか、これを考えてまいりたいなと考えおるところでございます。

なかなか小林議員の質問の中身まで入っていけないという点もございませけれども、現在まで、村が独自に災害に対して取り組みを変えて考えてきたということは、今のところありません。県と一緒にやって対策をしていくと。なぜか言いますと、独自にやっても県からまたすぐ変更を求められるわけでございますので、そういった意味では、今回は想定外の地震、それから原発の被害等ありますので、いろいろなものを加味しながら、そして周りの、また村の住民の意見、そういったものも聞きながら進めてまいりたいなと思っております。

いずれ、こういう防災関係というのは、ひとつできたから、それで安心できるというものではないと思います。常に改善、改革をしながら住民の意識を高めていくことが最重要ではないかなと思っておるしだいございますので、どう

かそういった面で議員の方からもいろいろな意見があります。そしてこういう事例があるよということがあったら、そういったものを取り入れながら、できるだけ完全なものに仕上げていければなと思っているところでございます。どうかよろしくご指導のほど、お願い申し上げます。

○議長（武石善治） 1番、小林君。

1番（小林信） ご答弁ありがとうございます。先ほど、村長が防災に関して、これでいいということはないということでありましたので、私もそういう意味も含めて、だから1、2、3へという非常事態の伝達方法の話として、先ほどのメールとか、携帯電話の話をさせていただきましたので、それを今やるかやらないかという話ではなくて、ひとつこういう例もほかにあるということ、今後村づくりに参考にさせていただければと思います。

あと、施設の電源に関して、村内の建設業者さんから発電機を借りるということになりそうだったので、今年は協定を結ぶという話になりましたけれども、もしそうであれば、それ程力強いことはないわけでありませうけれども、村は、そのほかに現在協定を結んでいる団体や協会があると思います。その中のひとつに、広報に載っていたのが北鹿電気工業協働組合さんとの防災の協定が載せておりました。その文の中のひとつに気になったというか、それにこしたことはない嬉しいことだと思ったのは、村が組合に災害復旧要請をした場合は、速やかに必要な応援を受けられることとなります、とありました。本当にお願いすれば速やかな応援を受けられる。これほどありがたことはないわけでありませうけれども、その協定の内容は、私たちは、細部に関して拝見したことはございませうけれども、そういう協定をしている自治体にちょっとお尋ねした時に、うちの方では、防災に関しても全部公開、住民が見るか見ないかは分からないけれども、ホームページの行災情報のところに協定先の相手、協定の内容も全部開示してあります。

その中にひとつの例として載っていたのが、これは多分東北電力さんとの協定の内容だと思うので、どこも同じかもしれませんが、必要に応じて社員を派遣されると、ですから、していただくにはこちら側にもという心がまえを持たなければいけないという意味で、土砂災害や倒木などで公道が通行不能となり、電力復旧作業に支障した場合は、そこの自治体は迅速な道路復旧作業に自治体事体も努めるということです。ですから、何かもしていただく側でなく、していただく側もそれに対して、これだけのことはするという協定になっているということだというそうです。

もしそういう内容となっているとするならば、よろしいのですが、今後、支援を受ける側において、何でもやっていただくからやっていただくではなくて、受け入れる自治体側の心構えも相手に示すことも必要ではないかと思えます。

併せて、うちの村は姉妹提携都市というのはないですが、自治体間の支援協定を結んでいるところも多々あると聞いております。多分、うちの村の場合は、昨年全県一律に秋田県と各自治体が結んだ協定だけかと思いますが、ところによっては広域圏によって、隣りの自治体と組んで、片方が駄目だった場合は、その広域圏の中で、うちの方が被害がない場合は、重機や物資は支援として貸し出すという協定を結んでいると聞いています。相手があつての話ですが、前田で洪水が起きた時に、上小阿仁村も何らかの形で支援出来ることを結んであれば、また別のこともあったのかなど。また、過ぎてからですけれども、そういう支援の関係を互いに持っていくこと、また必要ではないかと、そういうことで自治体間の協定ということも、その辺は考えられるか、お尋ねをします。

○議長（武石善治） はい、村長。

（中田吉穂村長 登壇）

○村長（中田吉穂） お答えしたいと思います。小林議員のおっしゃることはよく分かるわけですが、自治体間の協議といいますか、協定と。例えば同じような災害が起きた時に、では村で、隣りのところまで同じレベルで支援ができるか、これがひとつのネックになろうかと思うのです。大きさが違いすぎれば、向こうから来た場合はどんどん来る。でも、こちらからは行けない、今回の東日本大震災、この時に多分私はそちら側におりました。その時に、行政になぜ1人でも2人でも被災地に派遣できないのか、こういう質問を前に村長にした記憶がございます。

その時に、いや、やってやりたいのだと、でも村の行政が今人がいないと、行政の割振りできるだけの人員がないのだと、そういう中で保健師が1人行きましたが、やれるところしかできないわけです。ある程度自治体に体力があれば、そういったことも可能であると思いますけれども、借りるだけ借りて、お返しができないというのであれば、もの凄く私は負い目を負う、そういう感じがします。できるだけ、本当であれば、こちら側は山の村ですので、海辺の町とかと協定を結びたいわけです。果たして、それが私方にできる範囲でよろしいのかなと、そういうのであれば相手とも交渉しなければなりません。それができるのであればどんどんそういう面もやってあげたいなと思いますけれども、現状のところこういったものも調査をして、相手に迷惑をかけるような形ではできないかなと、できませんので、そこら辺をもう少し行政中で検討加えてからお返事できればなと思います。

小林議員のご質問に回答としてはならないわけですが、ただ理想論だけでは、私はできませんということだけは、はっきり言っておきます。

○議長（武石善治） 1番、小林君。

1番（小林信） 答弁ありがとうございます。理想論ということでは応えられ

ないと、多分そうだと思いますけれども、広域圏で比較的近いところでも、貸せるものは貸す、支援という形で協定を結んでいるところもあるので、あまり杓子定規に硬く考えないで、去年の災害が起きた時は、ほんの一瞬は日本人はつらい中にも、チョット優しくなった時があったと思うので、そういう気持ちをどうかもっていただければなと思っております。

これは質問ではありませんけれども、最後に地方自治体の災害対応ということで取りまとめた文書というのがあり、チョット古いのですが、自然災害は発生頻度が少ない上、個々の災害には発生時期、種類、地域等により個別性が高く、一般的な災害対応の教訓が得られにくいというえ、担当職員も定期的な人事ローテーションで異動していくため、経験が蓄積しにくい。そのため災害発生時のみならず、模範訓練においても、情報処理や対応で混乱が生じている自治体が多いという、まとめた文書がありました。

昨年の災害が起きて、村長もご存知かと思いますが、おさまった瞬間、まず役場の下におりて、私らはラジオがあるか、ラジオあるか。職員もどうしているか分からない状態で、ラジオは恐らく5、6分は出こなかったと思っています。そして、皆で駐車場でラジオを自分の車で聞き、ことの重要さを知ったという記憶があります。

今日は、3月11日に向けて、こういう質問をさせていただきましたけれども、各集落にもものは配置した、あとはよろしくねということではなくて、ひとつその辺のことを随時、口をすっぱくして言いますけれども、言われなくても分かるというかもしれませんけれども、その辺のところは随時確認していただければなと思います。

最後に被災された飯舘村の村長さんで、菅野さんという方がいらっしゃるのですが、この方は行政にマディーライフというので村内のいろんな行事をやっているそうです。マディーライフというのは、いわゆる、までな、ライフということだそうです、その中の町のイベントの中にマディーライフピンポンラリー大会というのがあるそうです。災害とはチョット話がずれますか、普通ピンポン大会は相手を倒して終わる、勝つ、進んでいく卓球だそうですけれども、その方がやっているのは、夫婦の部、親子の部でどこまでラリーを長くやっっていけるかという。男は、私みたいなのは単純ですから、途中、きついサーブを打ってしまう。そうすると外野から30数年連れ添った夫婦が、そういう陰気な試合するのかと冷やかされるそうなのですけれども、どうか、例えが悪いわけですが、こういう自治体でそういうものを配備したならば、配備して終わりではなくて、いざとなった時に使えるのかということ、集落側にも関係しながら行政側もせつかくいただいたお金で整備したものですから、そういうことを一言望んで、私の発言を終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（武石善治） 次に3番、齊藤鉄子君の発言を許します。3番、齊藤君。
（3番 齊藤鉄子議員 一般質問席登壇）

○3番（齊藤鉄子） 質問事項でございますが、認知症を学び地域で支えるサポーターの養成のすそ野を広げてはという題でございます。

高齢化率全県一位の我が村にとって、誰がもが無関心でいられないのが認知症であります。尊厳をもって最期まで自分らしくありたい。これは誰もが望むことでありますが、この願いをはばみ、深刻な問題になっているのが認知症です。超高齢化社会を迎えようとする日本にとって、まして、高齢化率全県一位の我が村にとって最重要課題のひとつあると思います。

認知症は誰にでも起こりうる脳の病気によるもので、85歳以上では、4人1人にその症状があるとされておりまして。現在は、日本で約210万人ですが、平成52年には400万人程度まで増加することが予想されておりまして。

認知症の人が記憶障害や認知障害から不安に陥り、その結果、周りの人との関係が損なわれることもしばしばみられ、家族が疲れ切って共倒れしてしまうことも少なくありません。しかし、周囲の理解と気遣いがあれば、穏やかに暮らしをしていくことは可能であります。そのためにも地域の支え合いが必要です。

誰でもが認知症についての正しい知識をもち、認知症の人や家族を支える手だてを知っていれば、尊厳ある暮らしを皆で守ることができます。我が村では、声かけサポーター研修を5回行い、皆が支え合っていくための絆の再生や自殺につながる孤立を予防するための身近な相談者を育成しているのは、大変大事なことだと思います。そこで対象を一般の人だけでなく、すそ野を広げて小、中学生にも学習する機会を作り、知識を深めてもらうようにしたらどうでしょうか。

子供からお年寄りまで、お互いがお互いを支え合うという地域で、本当の支え合いの絆に繋がると思うのですが、いかがでしょうか。

村長、よろしく願いいたします。

○議長（武石善治） はい、村長。
（中田吉穂村長 登壇）

○村長（中田吉穂） 齊藤議員の認知症、すそ野を広げではどうかというふうなご提言でございます。

先ほど齊藤議員もおっしゃっていましたが、声かけサポーター研修会は、昨年11月から1月まで5回開催し、延べ330人の参加がありました。大変関心をもって参加していただいて、本当に感謝申し上げます。心の健康

づくりのために秋田大学の佐々木久長先生をはじめ認知症キャラバンメイトの児玉美幸先生などに講師を務めていただきました。

声かけサポーター研修は、心の不安の軽減を図りながら、住みやすい地域づくりを進めるために、みんなが支え合っていく絆を再生することを目的として行われております。参加者には、研修の成果を活かして、声かけ見守りボランティアとして、住民に声かけをしていただきたいと思いますと思っております。

さらには、声かけサポーターや郵便局、新聞配達者、商店等の連携によって、地域見守りネットワークの構築をできないのかと検討をしているところであります。これは、1人暮らし老人世帯や老老世帯、障害者等の巡回を民生児童委員、保健師、看護師だけでは、不十分であることを認識しているからでございます。日常生活において異常な行動に気がついた時や新聞、郵便物が溜まった等について、随時、役場に情報提供をしていただき、不幸な人を事前に予防防止することをねらいとしておるものでございます。そういった意味で今後とも住民、そしてまた議員のご指導、ご協力をよろしくお願いを申し上げます。

さて、小、中学生にも道德の時間などで学習する機会を作ったらどうかというふうなご提言でございます。小、中学校においては、各学年の道德の指導計画が年間35時間にわたって指導内容の項目が定められており、その計画にそって学習が進められてきております。その項目の中に生命の尊重、思いやり、家族愛、生きる喜び等が盛られており、認知症については特にふれられておりませんが、心を豊かにする道德の時間の充実が図られております。

したがって、ご提言の趣旨は十分浸透しているものと考えております、というのが私の考えでございます。

ただ、認知症という、子供たちに、これが十分に理解できるのかな、こう言いますとなかなか難しい面もあるのではないのかな。一般の人においても認知症というのは、異常な行動を起こすということが言われております。それが、はたして子供たちが、この人が病気だから、こうしよう、ああしよう、言っているのかな、そこら辺が少し大人でも難しいものを、子供さんにどういう影響を与えるのか、また、認知症の方にとって子供からどういう影響を受けるのか、これがまだはっきりとしたデータもないし、分からないわけです。もし悪影響及ぼすのであれば、また大変なことになります。ただ、私がいろいろ調べている中で回想法というのが認知症にいいということは聞いております。これはアメリカの精神科医がやっていることで、日本でもあっちこちで行っているわけですがけれども、昔の一番その人の輝いた時、例えば、15歳から20歳までのその記憶を呼び覚ます、そういうことが、その人の眠っている忘れてきた記憶を蘇えらせるというふうに取り組んでいる地域がいっぱいあります。

そうしたいい時の話を自慢話も何でもいいからいっぱい話させる。そのこと

によって、その人の認知症というのを進めることを遅せたり、その人が輝いて元気になっていく、そういう姿が見られるというふうなことがございますので、もし、この地域でもそういった取り組みができるのであれば、そういったことに挑戦していければなど考えております。そういった面で皆さんにも、いろいろ婦人会や議員の方々にもご指導願いたいし、協力もしていただきたいなと思っているところです。

齊藤議員のご質問に何か答えられない面もありますけれども、でも、いろいろな話をしながら、いろんな方法があるのだなということをご理解いただければありがたいなと思います。

○議長（武石善治） 3番、齊藤君。

○3番（齊藤鉄子） ご答弁ありがとうございます。認知症の勉強会に参加しまして、そういう勉強、知識を得ることで、その見方がすごく変わってくると思うのです。それで、子供たちも核家族化が進んでいまして、家族で年寄りが出た家は、こうなのだというのはだいたい分かってくると思うのですけれども、今核家族化が進んでいますので、そういったことも知らずに育ったりする。もちろん学校ではそういう学習の場で優しい気持ちとか、思いやりの気持ちとか、勉強していらっしゃるとは思いますけれども、こういったこともビデオをみたり、じかにふれたりすれば、もっと身近に、ましてこの村では高齢化が進んでおります。チョット変な認知症の人が道路を徘徊して歩いたりしても、優しい気持ちになって、変な人だとか言わないですぐ連絡したり、情報を提供したり、そういったことができるのではないかなと思って質問したわけですので、そこら辺よろしく願いいたします。皆なが支え合って本当に子供からお年寄りまで支え合っていければ、すごくこの村がいい村になるのではないかなと思っております。現在もいい村だとは思いますが、また、さらにいい村にするためにも、少ない人口ですけれども、人口の少なくなる中でもここに住んでいる人たちが、お互いに支え合っていければもっといいのかなと思っておりますので、これで私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（武石善治） これで一般質問を終わります。